

平成27年土幌町議会第4回定例会

1 議事日程第3号 12月9日(水曜日)午前10時開会

日程番号1		会議録署名議員の指名
日程番号2	議案第7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例案
日程番号3	議案第8号	土幌町町税条例の一部を改正する条例案
日程番号4	議案第9号	土幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案
日程番号5	議案第10号	土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
日程番号6	議案第11号	土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号7	議案第12号	土幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案
日程番号8	会議案第5号	土幌町議会会議規則の一部を改正する規則案
日程番号9	議案第13号	平成27年度土幌町一般会計補正予算
日程番号10	議案第14号	平成27年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
日程番号11	議案第15号	平成27年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程番号12	議案第16号	平成27年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算
日程番号13	議案第17号	平成27年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算
日程番号14	議案第18号	平成27年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

2 出席議員(12名)

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
6番 清水 秀雄	7番 飯島 勝	8番 出村 寛	9番 森本 真隆
10番 大西 米明	11番 加藤 宏一	12番 中村 貢	13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	代表監査委員	佐藤 宣光
----	-------	--------	-------

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	寺田 和也	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	産業活性化担当課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
病院事務長	山下 慎也	特別養護老人ホーム施設長	金森 秀文

子ども課長 高橋 典代 消防署長 淡中 濟

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 堀江 博文 参事 玉堀 泰正
教育課長 辻 亨 給食センター所長 鈴木 典人
高校事務長 藤村 延

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、森本真隆議員及び10番、大西米明議員を指名いたします。
2	柴田副町長	日程第2、議案第7号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案」を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。 それでは、議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案について説明をいたします。 これは、いわゆる番号法に基づきまして町で個人番号を独自に利用する事務及び関係機関等で情報提供ができる事務を定めるために条例を制定するものであります。 説明資料で説明いたしますので、8ページをお開きください。最初に、社会保障・税番号制度による番号法が平成25年5月に公布され、来年1月から利用が開始されます。平成29年7月には地方公共団体と他の行政機関との間でマイナンバーを利用した情報連携が開始されることとなっております。 制度の概要でございますけれども、複数の機関で持つ情報を結びつけるための番号を全ての住民が持ち、マイナンバーを利用することができる主体と事務の種類を法律で規定し、さらに連携できる情報の種

類も法律上規定されます。これは、利用者の利便性の向上や事務の効率化のためではありますが、情報漏えいにつきましては厳しく制限されなければならないことから、その安全対策については厳密に規定を設けなければなりません。本町においては、個人情報取り扱い規程及び要領を作成をしたところであります。

条例制定の必要性でございますけれども、マイナンバーを町独自で利用する場合、町が他の執行機関へ情報を提供する場合等において条例を制定しなければならないこととなっております。

議案に戻りまして、今まで説明いたしました部分については、第1条から第3条までに規定をしているものであります。

次の第4条及び第5条の利用の範囲を規定するものでありますけれども、これはもう一度説明資料の9ページをごらんいただきたいと思っております。(1)の独自利用につきまして第4条及び別表に規定しているもので、1から8までに記載する事務であります。1の住宅等の管理に関する事務では、これは公営住宅については法律で利用ができるというふうになっておりますが、町独自の青少年アパートや公共賃貸住宅については、そういった事務については個々で規定をするものであります。同じように介護サービスの負担軽減や介護用品扶助費、心身障害者の手当等の支給や地域生活支援事業の事務、高校の就学支援金の支給事務、就学援助費支給事務などについて利用できるように規定をしたものであります。

議案の11ページに、申しわけないですけれども、戻っていただきまして、今まで説明したのが別表第1にありますけれども、次の別表第2にかかわる業務でありますけれども、ただいま資料で説明したとおりですが、別表第1に掲げる業務のうち1から6までを庁内連携により利用できることとし、別表第3はこの別表第1の7及び8が教育委員会に関するものであるために他の機関、教育委員会への情報連携とするものであります。

議案の10ページでございますけれども、ちょっと戻っていただきまして、第6条は委任の規定であります。

附則につきましては、条例の施行日でありまして、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行するものでありまして、この規定の施行の日は平成28年1月1日であります。

以上で議案第7号の説明といたします。

加納議長
清水議員

これから質疑を行います。ございませんか。6番、清水議員。

ただいま議案第7号について説明をいただきました。行政手続にかかわってのことですから、説明があったように全てが行政手続上のマイナンバーの使用についてのことだというふうにと受けとめました。

ここで一番問題になってくるのは、今の状態でセキュリティーがどこまで完全にでき上がっているかということだと思います。それは、

何よりもいろんなところで漏えいが起こるよ、その漏えいによってさまざまな問題が起こってくるのですが、マスコミが既に言っているのです。残念ながら漏えいがないとは言えないと。漏れる穴というのは大きく2つある。1つは地方自治体と民間企業の2カ所だという指摘されるぐらい漏えいについての不安があるということなのです。本町の場合の漏えいについての防止策、いわゆるセキュリティーですが、どこまででき上がっているのかと。完全に独立して遮断されているのか。それぞれ今ありました。いろんなところに行きます。それは、全てのところで遮断されていなければどこからでも漏えいするということになりませんか。そういう不安が一つあるのですが、その点について自治体の中ではどうなのか。

もう一つ何回もできませんから申し上げますが、もう一つ、民間企業の場合なぜ何かあっても、大体民間企業というのは今全国で400万社と言われている。そのうちの9割以上が中小企業で、規模の小さい事業者が十分なセキュリティー対策なんてできようがない。今現在でほとんどできていないということなのです。そういうところでは間違いなく情報漏れる、だだ漏れになるだろうというふうにまで言われているのです。これマスコミが言っているのですから。そういう状態の中で番号記載を一方向的に求める。そのことによって何が起こるかということまで心配されるわけですが、自治体はそこに責任持てますか。

加納議長
柴田
副町長

副町長。

町の場合は、ネットの環境がありまして、いろいろなところにつながっているわけでございますけれども、このマイナンバーにつきましては全ていろんな部分と切り離して、独自に運営していますので、その部分については問題がないかと思えます。

民間の部分につきましては、ちょっと私のほうもわからないのですけれども、民間で利用する場合については、今考えられるのは例えば法人税の申告だとか源泉の税の関係について恐らくそういった法人の番号で申告をすることになると思えますので、そういった部分についてはただ申告だけ、それ以上わからないのですけれども、そういったことぐらいなのかなというふうには思っていますので、それ以上の中身については私のほうでは掌握はしていません。

加納議長
清水議員

6番、清水議員。

自治体は独自に独立させているということで、それはわかりました。けれども、今民間についてはわからないとおっしゃっているのですが、民間ともつながるわけでしょう。例えば商工会なんかでも民間ですよ。そこにつながるわけでしょう。そこは独立していますか。ないわけでしょう。だから、漏えいが起こると言っているのです。だから、自治体からさまざまなところに行きます、民間の企業に。そういう心配があるのだということをもまず頭に置いていかなければならない

ということなのです。

何回もできませんから次行きますから。これは、本人の提供がなくても、番号は本人から提供なくても機能します。同時にもう一つ聞きますが、これは個人カードを取得してくださいというふうになってきています。これは、取得しなくても別に罰則ないわけですから取得する必要はないのですが、そういう点での心配があります。まず、個人カードを例えば高齢者の認知症の方が取得した場合に、どこかに置き忘れた、それは起こります。私なんかでもそこに置いたものすぐ忘れて、どこかいったと探すぐらいですから。そういうふうになってくるのです。そのときに再交付というのは物すごく大変だと言われているのです。そういうことが起こりますから、個人カードを取得してくださいと、これはそういうふうにして余り広げないことだと。何を言いたいかという、個人カードは持っていないなくても、番号が本人が忘れましました、ありません、提示しなくても行政上は差し支えないでしょう。そのことはいかがでしょう。

加納議長
柴田
副町長

副町長。

最初の民間企業、例えば商工会とつながっているのではないかといいことですが、うちのほうはそういうネットとしてはつながっていますけれども、このマイナンバーについては独立していますので、それと役場のほうでは個人のマイナンバーしか扱っていませんので、法人等については扱いはありませんということです。

それと、もう一点は、持ってこなくてもいいだろうということなのですけれども、それはそのとおりなのです。ただ、例えば確定申告や何かで番号入れないとかとなると、それはいいのですけれども、それが国等へ行ったときの事務処理がかなり遅くなってくるのだというふうに聞いております。

あと、再発行の件につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

加納議長
波多野
町民課長

町民課長。

町民課長、波多野からお答えいたします。

再発行についてなのですけれども、なくしたということであれば、家の中でなくした場合にはあれなのですけれども、その番号がわからないというだけなのですけれども、外でなくした場合は紛失届を警察署のほうに出していただくという形が必要になってくると思います。こういうカード、キャッシュカードと同じ形で、紛失しましたと警察に届け出させていただいて、その書面もらってうちのほうで番号をまた新しいやつを申請していただくというような形になると思います。家庭でなくした場合には、住民票の中で本人希望されればその番号を記載することができますので、そういうふうに申し立てていただければ番号はわかることになります。

加納議長
清水議員

以上でございます。

6番、清水議員。

そういうふうにお答えいただいたのですが、番号の利用機関、一番大きなところは先ほど出てきました。地方自治体と税務署なのです。これは、それぞれの先ほど私言いましたように本人からの番号提供がなくても関係なく、提供に関係なく番号を地方公共団体情報システム機構から取得できることになっています。そういうふうになっているはずですが。これは、本人の番号提供そのものの必要性に疑問を感じませんか。だから、先ほど私が言ったように個人カードは紛失したり、どこかに置き忘れたということが起こるよと。その場合不都合起こるから、個人カードは持たないほうがいいですよ、そういうふうに言ったのですが、今私が言ったように本人に関係なく番号を取得するので。これはおかしいと思いませんか。個人情報自治体や税務署が勝手に付番して、情報はひとり歩きするのです。これは憲法違反です。そう思いませんか。自分のこと考えてみてください。大変です。それぐらい大変なことなのです、これは。先ほどから私が言っているように、情報なんかどこから、その番号はどこから漏れるか全く監視できないでしょう。自治体はできていると言っていますけれども、民間に行ってしまったらそこでは監視できていないのです、さっき言ったように。全てに付番しなさいと言っているわけですから。貯金通帳から全てに付番しなさいよというふうになっているわけでしょう。そしたら、どこでもそれは管理できていないでしょう、民間は。そのこと言っているのです。だから、そういうことについて私は根本的にこれは廃止する以外にないと思っています。

一番大きなといいますか、比較すると何が起こったかという、住基ネットカードというのはこれは今現在で5%ぐらいしか利用されていない。だから、実際には機能していないのです。そういう状態で機能しなくなっているのですが、そういうことが起こらないよということで、国家公務員だとか地方公務員もそうですが、私のところにも来ました。それぞれ給与あるいは報酬の振り込みに貯金通帳の番号提示と同時にマイナンバーを付番しなさいと。いかにして普及させるかということで、そういう手段も使ってくるのです。そのこと自身は、先ほどから申し上げているように情報が漏れてしまうという大きな不安を抱えることになります。これは、私は強制すべきでない。同時に私はこれは廃止する以外にないのだということを申し上げたいと思います。実際に今の状況を見てどう思いますか。

加納議長
柴田副町長

副町長。

これにつきましては、税と社会保障のあれで、そういう法律に基づいて運用されているものなのですけれども、住基ネットとは違うのですけれども、ただ住基ネット今までも利用は少ないですけれども、そ

の情報が漏れているということは起きていないと思いますし、これ以降その運用が地方公共団体の情報処理機構というところでやっています、もし漏れたとかそういった場合についてはそちらの機構のほうですぐわかるというふうに思っております。うちうちとしてそういった対策をしているということですから、ただほかの部分については、国がどうしているとかそういった部分については細かいことはうちのほうではわからないということです、今の段階では。

加納議長
和田議員

2番、和田議員。

今清水議員に関連してなのですが、もしこれを付番しないことによる不利益、例えば公共性ということで介護だとか医療だとかそういう部分で受けたり、受けなかったりというようなことで考えるときに、もしそれを付番しなければ結局は今やられていることができるのか、できないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

加納議長
柴田
副町長

副町長。

先ほど清水議員の質問の中にもありましたとおり、番号については振られてはいるのですけれども、それを書かなくてもそういった申請はできます。ただ、その申請においては、申請するものが種類が多くなったり、そういった部分がありますので、マイナンバーを書くことによってそういった申請の手続の省略もできますので、個人についてはそういうメリットがあるということです。

加納議長
秋間議員

3番、秋間議員。

第3条、町の責務のところでございますけれども、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を何かあった場合には実施するというようなことでございます。当然のことでありまして、この責務は実施する執行者側については重いものだというふうに受けとめております。そういうことの中で安全性をいかに発揮していくかということですし、住民にどう安心を与えていくかということだろうと思います。

そこで、1つお聞きしたいのは、今まだ始まっていませんからいろんなことはございませぬけれども、ただこれ直近でスタートして施行されたときに、今考えられる不安だとかそういうものを町のほうでは何か持っていますかお聞きしたいと思います。

加納議長
柴田
副町長

副町長。

この第3条、責務の中で自主的かつ主体的にというのは、町で独自に何かを利用する場合については、今説明しました別表第1から第3まであるのですけれども、それについての利用についてその責務を持つということになっていきますので、今の段階ではないですし、例えばこのマイナンバーを別なものに利用ができることにもなりますので、その部分についてはこれから検討していくことにはなるのだと思います。

加納議長

ほかに質問はありませんか。

(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。6番、清水議員。

清水議員 ただいま審議されております議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案について反対討論を行います。

赤ちゃんからお年寄りまで全ての国民に12桁の番号で管理する条例制定であります。それにかかわっての今の条例制定であります。私の質疑で明らかにされたように、国は利便性を強調しておりますが、私たちには何のメリットもありません。情報漏れの危険性が高いものであることも今の質疑で明らかなおりで。大きな不安要素であります。

私たち個人や法人には、さまざまな個別の番号が既についています。個人でいえば銀行や郵便貯金の口座番号、運転免許証、パスポート、健康保険証、年金、住民票、医療機関の診療券、クレジットカード、さまざまな番号が既についています。このように社会は個別の番号で十分に機能しているのです。にもかかわらず国は国民一人一人に共通した新たな個人番号をつけました、マイナンバーであります。制度の本質は、国が国民の監視、管理を強め、所得だけでなく資産や消費までつかみ、収奪するために導入されたものであります。行政が全ての個人情報を入手して国民を管理することは、憲法にも地方自治法にも違反しています。違憲の番号制度には国民の反対で制度を廃止する以外にないと考えています。本条例案は、それをもとにしての全ての管理を先ほどの説明では行政手続上では簡便になるということですが、しかしながら繰り返しになりますけれども、漏えいについての責任は、それについての責任をどこが負うのかということについては一切それは明らかにされておりません。私たちは、これは廃止に追い込むことが必要だと考えています。したがって、本条例案には反対であります。

議員各位の賛同をお願いして、反対討論を終わります。

加納議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、加藤議員。

加藤議員 ただいま上程されております議案第7号の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案につきまして私は賛成の立場で討論させていただきます。

この条例は、いわゆる個人番号に基づき土幌町が独自で個人番号を利用することができる事務及び各機関で情報連携を行うことができる事務を規定するものであります。番号法は、福祉、税、防災の分野において国民一人一人に割り振られた12桁の番号を使用することで、そ

の住民の税情報などを各機関において共有し、名寄せ突合などをより正確に効率的に行うことができるようになり、来年1月から各種手続で個人番号の利用が開始され、再来年7月からは各機関で情報連携が開始されることとなりますが、この番号を利用することで年金や福祉等の申請において添付書類が減る、行政手続が早く正確になる、適正、公正な課税ができる、社会保障など必要とされる方に対し確実に給付できる、そういった住民、行政どちらにとってもメリットがあるものであります。しかしながら、法律では各地方自治体が独自で行っている事務の個人番号利用については条例に委任されていることから、独自利用事務を規定しなければ住民の方が各種申請に訪れた際に事務によって添付処理の要不要が出るなどして、住民サービスの観点からもこのような違いは望ましいものではありません。本条例の制定により法律で利用が認められた事務と同様に個人番号を利用できるようにすることで住民の負担軽減が図られ、より正確な手続を行うことができることから本条例の制定は必要はものであります。以上のことから、今回の条例案は適正な措置であると理解し、議案第7号は賛成であります。

議員各位の理解と賛同をいただけますようお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

加納議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

加納議長 これで討論を終わります。

これから議案第7号を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

加納議長 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

3

日程第3、議案第8号「土幌町町税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第8号 土幌町町税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、地方税法の改正により改正しようとするものであります。

それでは、説明資料の14ページから31ページまでは新旧対照表を載せてありますけれども、その前の平成27年度税制改正の要旨に改正内容、適用期日等を載せてありますので、こちらで説明をさせていただきますので、11ページをお開きください。まず、個人町民税であります。所得割の課税標準につきましては、所得税における有価証券等の譲渡所得にかかわる国外転出時課税の特例で、個人住民税の譲渡所

得課税にはこれを適用しないこととするものであります。この改正規定につきましては、平成28年1月1日を施行日としておりまして、平成28年度分以後の個人住民税に適用することとしております。改正条例は、第33条の改正であります。

次に、たばこ税でございます。紙巻きたばこ3級品、いわゆる旧3級品のたばこの税率の見直しでありまして、国及び地方のたばこ税については、平成22年10月にたばこ税率が引き上げられましたけれども、この旧3級品、こちらでいえばエコー、わかば、しんせいが該当するのですけれども、これについては特例税率が適用されまして、税率が抑えられておりました。今回はその税率を廃止しまして、4年間にわたり段階的に引き上げを行うものであります。これによりまして最終的に平成31年4月には一般品、1級品と言われるものですが、これと同じ1,000本につき5,262円となりまして、2,767円の引き上げになります。

また、2の卸売業者等に対する手持ち品課税の実施につきましては、税率の引き上げの日の前、直前ですけれども、これが売り渡し等が行われた紙巻きたばこ3級品を同日に販売のために所持する小売業者等に対してこの手持ち品課税を実施するということとあります。この手持ち品課税につきましては、5,000本以上を所持する場合について適用をされるものであります。この改正は、平成28年4月1日から実施されますけれども、激変緩和としまして平成31年4月1日まで毎年度段階的に記載のとおりの上上げをする経過措置を講じることとしております。

次に、町民税、固定資産税等の町税において番号法施行に伴う申請等の記載事項の改正につきましては、番号法の施行に伴いまして個人番号及び法人番号等の申請書の記載項目を追加、整理するものであります。条例につきましては、記載してあります条項の改定であります。なお、この改正規定につきましては、平成28年1月1日を施行日とするものであります。

次に、徴収猶予等にかかわる規定の整備につきましては、国税の徴収猶予等の改正が行われ、地方税法の改正においても同様の見直しが行われたことに伴い、手続等に関する規定のうち一定の事項については条例で定めることとされたことから、この規定を追加するものでございます。(1)の徴収猶予にかかわる徴収金の納付方法等については、徴収猶予をする場合には財産の状況、その他の状況から見て、分割して納付させることができることとするものであります。改正条例は、第8条であります。

(2)の徴収猶予の申請手続については、徴収猶予を受けるための申請についての規定を定めるもので、改正条例は第9条の改正であります。

(3)については、職権による換価の猶予の手續等についての規定を定めるものでありまして、改正条例は第10条の改正であります。

(4)は、申請による換価の猶予制度の創設を定めるというもので、1年以内の期間に限り財産の換価を猶予することができるよう規定したものであります。改正条例は、第11条の改正であります。

次のページに行きまして、(5)ですけれども、猶予にかかわる金額が100万円以下、または猶予期間が3カ月以内の場合は担保を不要とする規定であります。改正条例は、第12条の改正であります。

なお、これらの規定は、平成28年4月1日以降の徴収猶予等にかかわる規定に適用をするものでございます。

その他につきましては、地方税法等の改正により引用条文の改正や文言の改正を行うものであります。

以上で議案第8号の説明といたします。

加納議長 これから質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4 [日程第4、議案第9号「土幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。](#)

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第9号 土幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

これは、本年度末をもって閉校する北中音更小学校の廃止について一部改正をするものであります。

説明資料32ページでございます。別表第1中の北中音更小学校を削るものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、平成28年4月1日から施行をするものであります。

以上、簡単であります。議案第9号の説明といたします。

加納議長 これから質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

		(異議なし)
5	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第10号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第10号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴いまして、個人番号に関する規定を設けるために条例を改正しようというものであります。</p> <p>説明資料は33ページでございます。第6条第2項第1号に氏名及び住所に続きまして個人番号を加えるもので、次に第7条第2項第1号も同様に住所の続きに個人番号を追加をするものであります。</p> <p>附則でございますけれども、議案に戻っていただきまして、改正の時期はいわゆる番号法の附則第1条第4号に掲げる規定の施行日、これは平成28年1月1日ということでございますけれども、ここから施行をするものであります。</p> <p>以上で議案第10号の説明といたします。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
6	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第11号「土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第11号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、昨日の一般質問にありましたとおり、平成26年度から引き続き施設を利用する子供が属する世帯について、前年度同様に利用者負担額を算定できるよう附則を改正するものであります。</p> <p>附則に経過措置といたしまして、平成26年度から引き続き施設を利用する者の利用者負担の額について平成27年度に限り今まで同様に年</p>

	<p>少扶養控除を適用したものとみなして保育料を算定をすることができ ることとしたものであります。</p> <p>施行の時期でございますけれども、平成27年4月1日からとするも のであります。</p> <p>以上で議案第11号の説明といたします。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
7	<p>日程第7、議案第12号「土幌町こども発達相談センター設置条例の 一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
柴 田 副 町 長	<p>議案第12号 土幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正 する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、児童福祉法に基づく指定通所支援の児童発達支援及び放課 後等デイサービスの事業を開始するために改正をしようとするもので あります。</p> <p>説明資料の34ページをごらんください。左の欄の児童福祉法に基づ く指定通所支援の事業の内容でありますけれども、記載の1から4ま での事業で、1は児童発達支援についての事業でございます。2は医 療型児童発達支援についての事業、3は放課後等デイサービスについ ての事業、4は保育所等訪問支援の事業でありまして、今回改正し、 開始する事業につきましては、このうちの1の児童発達支援と3の放 課後等デイサービスであります。</p> <p>児童発達支援の事業は、障害児を保護者のもとから通わせ、日常生 活における基本的動作の指導、独立、自活に必要な知識、技能の付与、 または集団生活への対応のための訓練を提供をすることを目的とした 事業で、対象者は集団療育及び個別療育を行う必要があると認められ る未就学の障害者であります。放課後等デイサービスの事業は、就学 している障害児について放課後、または休業日等に生活能力向上のた めに必要な訓練、社会との交流の促進等を行う事業でありまして、対 象者は学校に就学している児童生徒で、放課後、または休業日に支援 が必要と認められる障害児であります。これらの規定を盛り込むため に一部改正をするものであります。</p> <p>説明資料の35ページをお開きいただきたいのですが、新旧対照表を</p>

	載せてありまして、第5条で事業を追加してあります。 第6条では、利用対象者について第2項として加えております。 第7条では、新たに使用料についての規定を盛り込んだものであります。 第8条では、使用料の減免規定を加えたものであります。 第7条の委任規定は、第9条としたところであります。 議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でありますけれども、平成28年4月1日とするものであります。 以上で議案第12号の説明といたします。
加納議長	これから質疑を行います。ございませんか。 (な し)
加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
加納議長	討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし)
加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
8	日程第8、会議案第5号「土幌町議会会議規則の一部を改正する規則案」 を議題といたします。
瀬口 事務局長	朗読を省略し、提案理由の説明を行います。議会事務局長。 議会事務局長、瀬口より説明を申し上げます。 本規則案につきましては、全国町村議会議長会標準会議規則の一部改正を準拠し、本町議会規則を改正しようとするものです。 2ページをごらんください。下記の説明のとおり、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席届け出について新たに規定をしようとするものです。 改正の内容は、2条に次の1項を加え、2として議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができることといたします。 附則として、この規則は、公布の日から施行するものでございます。 以上で説明を終わります。
加納議長	これから質疑を行います。ございませんか。 (な し)
加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
加納議長	討論なしと認め、これから会議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし)
加納議長	異議なしと認めます。

寺田総務
企画課長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第13号「平成27年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

平成27年度土幌町一般会計補正予算〔第5号〕でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,466万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億5,879万1,000円に改めようとするものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、9ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費は、4節共済費、7節賃金で1月採用予定の地域おこし協力隊3名分の人件費を追加しております。13節委託料、15節工事請負費、18節備品購入費は、新年度より（仮称）中土幌消防会館においてサービスを開始いたします窓口証明交付システム設置に係る経費を追加計上しております。

3目財産管理費は、議案第4号で可決いただきました損害賠償額の決定及び和解にかかわる損害賠償金を追加計上し、特定財源といたしまして全国町村会総合賠償補償保険金を同額計上しております。

4目町有林管理費は、委託料で風倒木処理業務委託料を追加し、特定財源といたしまして被害木売却収入を計上しております。

6目企画費では、ふるさと納税にかかわる経費といたしまして、報償費でふるさと寄附報償、役務費で運搬料及びその他手数料を追加、地域おこし協力隊にかかわる経費といたしまして旅費で赴任旅費、需用費で消耗品費及び借り上げ車両の燃料代、委託料で協力隊募集業務委託料、10ページに移りまして使用料及び賃借料で自動車借り上げ料及びパソコン賃借料を追加計上しております。

14目愛のまち建設基金費は、ふるさと寄附の増額により積立金を追加し、特定財源といたしまして指定寄附金を同額計上しております。

3款1項1目社会福祉総務費は、工事請負費で福祉センター電気給湯器取りかえ工事、保健センター身障者トイレ改修工事費を追加、扶助費でひとり親家庭等医療費を実績見込みにより追加し、特定財源といたしましてひとり親家庭等医療給付事業補助金を追加計上しております。

2目国民年金費では、委託料で国民年金システム改修委託料を追加しております。

7目後期高齢者医療費では、負担金補助及び交付金において医療給付費負担金を実績により減額、繰出金において後期高齢者医療事務費繰出金の減額と保険基盤安定繰出金の追加をしております。特定財源といたしまして、保険基盤安定負担金を計上したところでございます。

11ページ、8目国民健康保険費では、繰出金において国保基盤安定

繰出金の保険税軽減分及び保険者支援分をそれぞれ記載のとおり追加し、国民健康保険事業繰出金を減額するものでございます。特定財源といたしまして、国庫支出金、道支出金をそれぞれ記載のとおり計上しております。

10目介護保険費では、繰出金において介護保険事業介護給付費繰出金を追加しております。

2項4目児童手当費では、償還金利子及び割引料において児童手当負担金返還金を平成26年度実績により追加をしております。

7目未熟児養育医療費は、償還金利子及び割引料において未熟児養育医療費国庫負担金返還金を平成26年度実績により追加したところでございます。

4款1項1目保健衛生総務費では、負担金補助及び交付金においてドクターヘリ運航拡大負担金を追加しております。

2目予防費では、8節報償費、9節旅費、14節使用料及び賃借料で健康講演会の講師にかかわる経費を追加し、償還金利子及び割引料において保健事業費負担金返還金を平成26年度実績により追加しております。

12ページでございます。4目病院費では、投資及び出資金において病院事業会計医療機器整備事業出資金を追加しております。

5款1項2目失業対策費では、工事請負費で町有建物等解体工事費を追加しております。

6款1項1目農業委員会費は、負担金補助及び交付金において農業者年金協議会補助金を追加し、特定財源といたしまして農業者年金業務委託交付金を計上しております。

7款1項2目観光振興費では、工事請負費で道の駅しほろ温泉施設設備改修工事費を追加、負担金補助及び交付金において下居辺交流施設運営費補助金を追加しております。

13ページ、8款2項2目道路橋梁維持費は、需用費において除雪ドーザー、除雪トラックなどの修繕料を追加、使用料及び賃借料で除雪ドーザーの借り上げ料を追加するものでございます。

9款1項1目消防費では、負担金補助及び交付金において署費、団費及び本部共通経費で実績見込みによりそれぞれ記載のとおり減額をしております。

12款1項1目土地取得費では、公有財産購入費で土地購入費を追加計上しております。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページをごらん願いたいと思います。特定財源以外の一般財源でございますが、18款1項1目繰越金に前年度繰越金5,375万8,000円を計上し、収支のバランスをとったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決

加納議長 決定いただきますようお願い申し上げます。
ここで休憩をしたいと思います。

午前10時58分 休憩
午前11時10分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
質疑ございませんか。清水議員。

清水議員 先ほど説明をいただきました。地域おこし協力隊、これは3人分という説明でしたが、何カ月分ですか。

加納議長 総務企画課長。
寺田総務 1月から3月までの3カ月分の賃金でございます。

加納議長 3番、秋間議員。
秋間議員 6目の8節報償費でございますけれども、ふるさと寄附の報償の関係でございますけれども、今現在この27年度今までの経過と、予算1,945万7,000円上げてございますので、どのような計画に基づいてこの金額になっているのか伺いたしたいと思います。

加納議長 総務企画課長。
寺田総務 総務企画課長、寺田より説明をさせていただきます。
企画課長 まず、ふるさと寄附の現状でございますけれども、6月1日より特産品の返礼、特典贈呈ということで取り組みを行っておりまして、11月30日現在で申し込み件数で4,921件、申し込み寄附金額では5,713万4,407円ということで申し込みを受けているところでございます。特産品の希望でございますけれども、やはりしほろ牛のロースステーキとロースライスが圧倒的に多いということで、この2つで82%ぐらいの申し込みをいただいているという経過でございます。

報償費の今までの経過でございますけれども、当初予算540万円で予算を計上しておりましたけれども、6月並びに9月にそれぞれ補正をさせていただきますと、現在3,132万5,000円の現計予算となっております。今後の特産の見込みといたしまして約5,078万2,000円ほどかかるのではないかとというような積算をさせていただいて、現在の予算額の3,132万5,000円を引きまして、その差額としまして1,826万5,000円ほどかかるのではないかと積算をして、若干余裕を見させていただいて今回この1,945万7,000円という額を積算をさせていただいたという経過でございます。

以上です。

加納議長 3番、秋間議員。
秋間議員 ただいまの説明で理解をしたわけでございますけれども、返礼といえますか、その中でしほろ牛で82%を占めるということでございます

けれども、私どもの町は皆さん町民もご存じのようにいろんな商店の方も産物を生産をしているわけでございますけれども、または加工等もやって、そういうもののセット物を今後どのように組み入れていくのかお聞きしたいと思いますけれども。

加納議長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明をさせていただきます。

現在のところしほろ牛が圧倒的に多いわけでございますけれども、現在取り扱っている特産品としましてポテトチップスのセット、それからピアの食事券ですとか緑風の割引券、それからあとは季節限定になりますけれども、トマトジュースですとかスイートコーン、現在は士幌高校の加工品セットなどもそれぞれ拡大をしてきているところでございます。特産品のセットについても一応設けてはいるところではございますけれども、現在のところ余り申し込み件数がないという状況にございます。町としましても町のPRということも当然ございますので、町内でいろいろと取り扱っている製品についてそれぞれの方々と協議をして、品数をふやしていけるものであれば当然PRとして取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、またそれぞれ町内の動向を確認をしていきたいというふうに思っているところでございます。

加納議長
大西議員

10番、大西議員。

予想より多くのふるさと納税いただいているようでありますけれども、この差引残高、町で使える金って幾らぐらいになるのですか。

加納議長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明させていただきます。

現段階では約3割程度が実際に残る経費ということで、現段階でいきますと1,700万円前後になるのかなというふうに積算しているところでございます。

加納議長
大西議員

10番、大西議員。

町としてその金は一応何かの目的があつてふるさと納税してもらったわけですがけれども、どのような使用目的を考えているのかお聞きします。

加納議長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明をさせていただきます。

それぞれ寄附の申し込みの段階で寄附金の使途別ということで、どのような項目に使っていただきたいかということでそれぞれ寄附される方から申し込みをいただいております。その中で一番多いのは、子供を育てやすい環境づくりという部分が約30%ほどの率で申し込みをされております。その次が環境に優しいまちづくりで10%、その他のまちづくりということで20%ということで、この3項目で約60%の申し込みという状況でございますので、寄附者の希望に沿った形で、こ

のような取り組みに活用をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

加納議長
大西議員

大西議員。

今3つで約6割と。一番大きい4割が何かわかりませんが、子育て支援だとか子育てのしやすい環境づくりだとかいろいろな理由があるのだと思いますけれども、今回町長が保育料の18歳まで年上げただけで一千百何十万円かかるそうでありまして、そういうふうに振り分けたり、目に見える形でふるさと納税を使わないと、あっちにちょこちょこ、こっちにちょこちょこことやるとうちの町でそれを利用してまちおこしをやっているのだよというアピールができないのだと思うのです。出す人たちの意見もちゃんと尊重しながら、本当にわかる形で使ってほしいなと。40%は多分少数の意見が集まって4割になっているのだと思いますけれども、その辺も向こうの人のいろんな話があるだろうけれども、うまく利用しながら町できちっと使ってほしいなと思うのです。

加納議長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明をさせていただきます。

残りの4割でございますけれども、協働のまちづくりですとかスポーツ、文化にかかわる項目、それから福祉にかかわる項目、産業経済にかかわる項目等々、それぞれ率でいきますと4%から7%ぐらいの率で寄附をいただいております。

今大西議員のおっしゃられたとおり、それぞれ寄附者の意向に沿った形で活用させていただくように考えていきたいというふうに思いますし、当然こういった方々へどういったものに活用したかという部分をお知らせするというのも大変大事なことでございます。ホームページ上等々で活用した内容についてもお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

加納議長
加藤議員

11番、加藤議員。

その上の段の町有林管理費の中で、今回450万円、風倒木処理業務委託料とあります。多分10月の台風と爆弾低気圧による風倒木の処理だと思うのですが、これだけでは処理しきれないと私は思うのです。すごく被害が出ているので、被害の量とあとどれぐらいの時間が必要なかわかっていましたら教えていただきたいのですけれども。

加納議長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木より説明をさせていただきます。

今回補正予算で計上させていただきましたのは、本年10月に2回にわたる強風により町有防風林の風倒木が発生いたしまして、前回災害復旧費ということで民地側に倒木したものについて作業をさせていただきました。今回は町有林内で倒木をしたものを伐採し、搬出をする

ということで行うものでございます。今年の冬の間には町有林全部を実は作業することが困難な状況でございまして、今回は特に被害が多かった土幌北地区、それから上居辺地区にまたがりまして町界36号南側の防風林と33号の南側の防風林のものを作業を行うものでございまして、風倒木の本数としては約550本ぐらいということでありまして、面積については25haでございまして、今回被害を受けた全体の中では約半分ぐらいの作業を今年の冬に行うということによって計上させていただいたものでございます。

以上であります。

加納議長
加藤議員

11番、加藤議員。

ということは、半分はまた来年ということですね。

確かに想定外の台風ではあるのですが、治山事業の中で耕地防風林の更新等をやっぱりしていかなければ、多分今回折れたのも50年を経過している伐期を迎えた木が途中から折れているという状態からいくと、まめな更新が必要な時期に来ているのではないかと思うのですが、その部分に関しては産振では考え持っておられますか。

加納議長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

保安林の防風林の部分については、毎年施業計画の中で年次的に作業を行っていくことで毎年度の当初予算の中で計上させていただいておりますので、その計画に沿って事業を実施していく予定でございませぬ。

加納議長
清水議員

6番、清水議員。

商工観光費でお伺いします。しほろ温泉施設の改修工事530万円が計上されているのですが、内容について説明をお願いします。

加納議長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木より説明をさせていただきます。

道の駅しほろ温泉設備改修工事530万円の追加でございませぬけれども、これはしほろ温泉の温泉の泉源が2本ございませぬ。このうちの古いほうの温泉の泉源でございませぬして、旧緑風荘時代から使っている泉源のポンプでありませぬして、平成4年に落雷を受けて取りかえたものが23年経過いたしましませぬして、これが故障したためにくみ上げのための水中ポンプの交換を行うということによって530万円計上させていただいたものでございませぬ。

以上であります。

加納議長
清水議員

6番、清水議員。

今説明をいただきました。温泉の泉源のポンプだそうですが、ちょっと関連がありますので、住民からの希望がありました。というのは、温泉の露天風呂なのですが、露天風呂は利用されている皆さん、私も露天風呂に入ったことありますが、足元がつるつるして非常に危なっかしいということがありませぬして、利用している方にとっては露天風

呂に入るときの手すりも高いところにしかない。同時に中にいると熱いので、露天風呂で少し歩きたいというふうに歩こうと思ったら今言ったように足元がおぼつかないというような状態になっていて、それで露天風呂の周りに手すりがあれば非常にそういう点では利用しやすいということで、その辺の改善はできないのでしょうかという意見がありました。その点について、これは町長にお伺いしたほうがいいのですか。

加納議長 産業振興課長。

高木産業 産業振興課長より説明をさせていただきます。

振興課長 その件については、昨日清水議員のほうからちょっとお聞きをしたところでございまして、まず一つの対策といたしましては、清掃の際の露天風呂のほうの床の清掃というものを少し徹底していくということと、まだ私現地のほうを確認をしていないところなのですけれども、その辺は確認をさせていただいて、手すり等の改修工事等については新年度予算の中で検討させていただきたいというふうに思っております。

加納議長 10番、大西議員。

大西議員 商工費の下居辺交流、緑風荘の貸付金のさきに9月に町長に私も質問したら12月までに何とか返答したいということで、その貸付金が3,000万円を超えて、すぐ5,000万円、1億円になるよと。だから、早いうちに処理していかないと大変だよということで、その半分を今回補正したということですか。

加納議長 産業振興課長。

高木産業 産業振興課長、高木より説明をさせていただきます。

振興課長 株式会社ペリオールの平成26年度末での決算の中では、累積赤字が約3,000万円弱ということでございまして、これを自力で解消することは非常に困難であるというふうに考えてございます。今回この3,000万円を支援していくということで、今年度その3,000万円の半分の1,500万円を補正をさせていただいたということでございます。残りの1,500万円については、来年度支援をしていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

加納議長 10番、大西議員。

大西議員 負債を処理していかないと行く行く困るのだろうなということで、これでやってもらって、何とか資金ショートはしないで済むのかなと思っています。それとあわせてコンサルや何かいろいろ入れていますが、余分な金があそこは一つもないのだと思います、多分。銀行からも金借りられませんから。だから、何か新しいものをやろうと思っても金がないからできないという形だと思うのです、ああいうところは。だから、宣伝もしてみたいけれども、金がないとか、こうい

うことをやりたくても金がないということで、貧すれば鈍するみたく
なってしまうので、ぜひ少し指定管理者の部分で余裕を持った、今度
ホテルとかそういう経営にかかわった人が来るそうですね。だから、
そういう人にこれだけの少し余分な金あるから宣伝だとかいろんなこ
とで客を呼ぶことをしてやらないと、ただ赤字出たやつを支援してい
てもそれはどぶの中にどんどん、どんどんで、収入がふえてくるわけ
ではありませんから、収入がふえるような指定管理者の部分でもう少
し出してあげれば新しい展開もあるのでないのかなと。この間指摘さ
れた我々議員もあそこで9月の定例会の後の宴会でも5,000円であの
程度かよとみんなびっくりしていますから、やっぱりもう少し料理や
何かも工夫していかないと、安い材料で高く見せる方法は料理長の腕
なのです。料理人の腕なのです。高いものを高く見せるのは当たり前
なのですけれども。だから、そういうことも一回ガラガラポンでやっ
てみないと、いつまでたっても町の重荷になっていってしまうし、こ
れからも赤字をいつも補填していかないとなくなってしまうので、
ぜひ一回見直ししてみるのとあわせて新しい宣伝だとかいろんな補完
のために少し余分な金も出してやってください。

加納議長
小林町長

町長。

先ほど来プラザ緑風の運営については議会でも協議をさせていただ
いているのでありますけれども、今年度経営診断もやりまして、議会
からそれぞれ意見もいただいたのでありますけれども、支援をして解
決するものはしながら、何とか資源を生かしながら、少し経営が上向
くようにそれぞれ検討しているわけでありまして、当面今回は
先ほど課長が申し上げましたように累積の赤字分を2年間かけて整理
をするということと、それから人的配置については1月から1人総支
配人を入れながら、いろんな温泉、ホテル等で経験者だということ
であります。入れて、経営改善を図っていくということにしてまいり
たいと思いますけれども、改善の中身については新年1月以降また議
会ともいろんな協議会等で相談をさせていただきたいと思いたすの
で、よろしくお願ひしたいと思いたす。

加納議長
和田議員

2番、和田議員。

労働費のところなのですが、町有物件の解体、これは中士幌な
のでしょうか。

加納議長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木より説明をさせていただきます。

町有建物等解体工事の解体物件でございますけれども、1つが中士
幌公民館の現状屋内ゲートボール場として使っている体育館、これが
1棟、それから西上音更小学校の教員住宅2棟の合計3棟の解体工
事を行うものでございます。

以上であります。

加納議長 清水議員	6番、清水議員。 土地取得費について伺います。301万5,000円が計上されていますが、どこの場所でどういう目的で取得されるのか説明をお願いします。
加納議長 柴田副町長	副町長。 この土地につきましては、字士幌の西2線162番地26と60ということで、小学校の入り口にあります井川俊美さんの土地であります。ここにつきましては、隣接地が公有地、小学校もありますし、コミュニティー広場もあるということで、ここの土地を取得させていただきたいということでありまして、建物は取得してもあれば壊さなければならぬものですから、それについては本人が壊した後で取得させてもらうということで、その分については金額は上乘せをしてあります。以上です。
加納議長 清水議員	6番、清水議員。 単価はどのぐらいなのですか。
加納議長 柴田副町長	副町長。 面積が2筆で238.05m ² 、坪にしますと72.14坪でございます。これが去年、おとしだったか、旧有沢邸を売ったときの土地の値段が大体3万4、5千円だったかな、それで今の評価額と比較しまして、それで計算しますと大体3万1,000円ぐらいになるのですけれども、それを3万円で取得することにしました。
加納議長	ほかにございませんか。 (なし)
加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
加納議長	討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし)
加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
10	日程第10、議案第14号「平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。
大森保健 福祉課長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。 保健福祉課長、大森より平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第3号〕について説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出の総額を12億2,362万7,000円に改めようとするものであります。 歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款1項1目一般被保険者療養給付費は、財源補正であり、一般財源936万2,000円を減額するものです。特定財源といたしましては、保険基盤安

	<p>定繰入金軽減分208万7,000円、同じく保険基盤安定繰入金支援分727万5,000円を充当するものです。</p> <p>10款2項1目他会計繰出金は、55万円を追加し、405万円とするものであります。これは直営診療施設繰出金で、町国保病院に繰出金として増額するものです。特定財源といたしまして国特別調整交付金80万円を減額し、道特別調整交付金135万円を充当するものであります。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。</p> <p>以上、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 1	<p>日程第11、議案第15号「平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
大森保健福祉課長	<p>保健福祉課長、大森より平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,530万8,000円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、2万円を追加し、8,363万5,000円とするものです。これは、事務費負担金を46万1,000円減額し、保険料等負担金48万1,000円を追加する差額の2万円を増額するものであります。特定財源といたしまして事務費繰入金46万1,000円を減額し、保険基盤安定繰入金を23万4,000円充当するものであります。</p> <p>歳入につきましては、4ページをお開き願います。特定財源以外の収入といたしまして、1款後期高齢者医療保険料の特別徴収分24万7,000円を広域連合での賦課情報をもとに追加補正するものであります。</p> <p>以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ございませんか。</p>

		(な し)
	加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
1 2	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第12、議案第16号「平成27年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」 を議題といたします。
	大森保健 福祉課長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。 保健福祉課長、大森より平成27年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第4号〕について説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,740万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,558万9,000円とするものがあります。 歳出から説明いたしますので、7ページをお開き願います。2款1項5目施設介護サービス給付費は、4,500万円を追加し、3億4,500万円とするものであります。これは、老人保健施設利用実績の伸びにより、施設給付費が前年度対比2割上昇により増額するものであります。特定財源といたしましては、国の現年度介護給付費負担金等制度のルールに基づき、記載のとおり増額するものであります。 2款6項1目特定入所者介護サービス費は、240万円を追加し、5,040万円とするものであります。これも実績見込みにより増額するものです。特定財源につきましても現年度分介護給付費負担金等制度のルールに基づき、記載のとおり増額するものであります。 歳入につきましては、6ページをお開き願います。特定財源以外については、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金として887万4,000円を追加し、1,536万1,000円とするものであります。27年5月末の介護給付費準備基金残額が約3,700万円でございますので、基金残額は約2,100万円と想定しております。 他の歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。 以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。
	加納議長 大西議員	これから質疑を行います。ございませんか。10番、大西議員。 この予算には異議はありませんけれども、心配なのは3年の第6期の今年1年目ですよね。それで、5,100円で始まって、今基金として残っているのは3,000万円ちょっとだと思うのです。それで、あと2年間、老健施設や何かたくさんふえていますから、老健に入ると一番

保険料高くなりますから、そんなので2年間今の5,100円でいけるのかどうかお聞きします。

加納議長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より説明させていただきます。

実績を見ますと、やはり施設介護サービス費が予想以上にふえております。一番近い11月請求実績で施設件数が介護老人福祉施設、特養と老健と合わせて129件ということで、そのうち老健が11月は50件、かなりふえております。それで、今回冬期間の施設利用も上がりますので、月3,000万円を見込んで4,500万円、年度の合計額の3億4,500万円と見込んで4,500万円の追加をしたところであります。今おっしゃるように、今回6期の介護保険準備基金を入れたのが約2,000万円ということで、そのときには3,000万円残っているところを2,000万円入れさせていただく予定で5,100円という算定をしたわけです。今回27年度の予算が600何万円にプラス今800万円ぐらいを入れておりますので、合わせて1,500万円までの範囲内では終わるといふふうに想定はしていますが、あと2年ございますので、今後の老健とか施設が伸びてくるとちょっと心配はございます。ただ、ほかのサービス費が若干下がっております、施設にかなり行っていますので。そこを見定めていくということと、あと29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を始めなければいけないですけれども、それを町のほうとしては28年度から前倒しで始めていくというお話をさせていただいているのですが、そのことによって介護予防がどのように進んでいくかということで、介護給付の負担が減少する予定で立てていくことを考えております。それもどのように今後伸びていくかというのは、実績を見ていかなければいけないところかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

加納議長
大西議員

10番、大西議員。

これ綱渡りでいくのだらうと思います。それで、考え方としては、道の安定化基金を借りるか、一般財源から繰り入れするのか、二つに一つしかないのだと思うのです。それで、道の安定化基金借ると、次の7期で保険料をどんと上げなければならなくなってしまう。そうすると、負担が物すごくなくなってしまふし、その辺は町長の考え方なのですけれども、その辺はなっていないからわかりませんが、今の説明だとどうも3年目ぐらいに、基金が始まってすぐ半分になっているのですから、ちょっと厳しいなと思うのですが、そのときは町長決断しないとならぬと思いますけれども、そのときまで待ちますか、答えは。

加納議長
小林町長

町長、どうですか。

今期につきましては、そういう状況、3期目で財政的にやりくりを

		<p>しなければならぬのですけれども、できる限りルールに基づいてやるということなのでありますけれども、それとあわせて今地域ケアシステムでなるべく在宅にシフトということなのですけれども、実際には近隣町村も含めてそういう施設が建てばそれがしわ寄せになるというの、これはもう少し広域な単位で道として調整をしていくことが必要ではないかなということについては、私ども意見反映をしていく必要があるのかなというふうに思っているところであります。</p>
	加納議長	<p>ほかにございませつか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。ございませつか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
1 3	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第13、議案第17号「平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p>
	増 田 建設課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。</p> <p>建設課長、増田より平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第3号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,716万2,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>最初に、歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開きください。1款1項2目水道管理費の11節需用費で、修繕料を800万円増額するものでございます。これにつきましては、川西地区の水源である西士幌取水送水ポンプ場のシーケンサ本体電源部が劣化により修繕が必要となったため、修繕費として計上するものでございます。</p> <p>次に、歳入の一般財源について説明いたしますので、4ページをごらんください。4款1項1目繰越金で、前年度繰越金800万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ございませつか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p>

		(異 議 な し)
1 4	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第14、議案第18号「平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。国保病院事務長。
	山下病院事務長	国保病院事務長、山下より平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第3号〕について説明をいたします。
		第2条、業務の予定量につきまして、主な建設改良事業の有形固定資産購入費2,946万円を3,581万8,000円に改めるものです。
		第3条の資本的収入及び支出の予定額では、収入、第1款資本的収入5,810万2,000円を6,232万9,000円に、第1項一般会計出資金5,547万7,000円を5,827万9,000円に、第2項国保会計繰入金262万5,000円を405万円に改めるものです。
		支出、第1款資本的支出8,245万5,000円を8,881万3,000円に、第1項建設改良費2,946万円を3,581万8,000円に改めるものです。
		それでは、補正予算説明書に基づき支出から説明させていただきますので、3ページをお開き願いたいと思います。資本勘定の資本的支出、1款1項1目有形固定資産購入費では、放射線科に配置している骨塩量測定装置が経年使用により故障、修理が不能になったことから更新しようとするものです。また、厨房の食器洗浄機については、これも故障が頻繁に発生し、修理も限界に来ていることから更新しようとするもので、合わせて635万8,000円を増額するものです。
		次に、これに係る収入ですが、1款1項1目一般会計出資金で医療機器追加整備に係る出資金として208万2,000円増額し、1款2項1目国保会計繰入金では国保調整交付金の交付決定による繰入金の確定及び北海道国保調整交付金の内定により142万5,000円増額するものです。あわせて補填財源として過年度、当年度損益勘定留保資金を213万1,000円増額し、2,648万4,000円とするものです。
		以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	加納議長	これから質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑を終わり、これより討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。
		本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、意見書案第10号「T P P「大筋合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書案」を議題といたします。

朗読、提案者説明を省略したいと思います。異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これから意見書案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

「閉会中の継続調査申出書」を議題といたします。

議会運営委員会及び産業厚生常任委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申出書がございます。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日で会議を閉じます。

平成27年第4回土幌町議会定例会を閉会します。

(午前11時57分)